

平成 27 年度

# 事業計画書



社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会

## 平成 27 年度 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会事業計画

### 基本方針

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加している中、認知症高齢者や社会的孤立状況にある生活困窮者の増加、制度の狭間にあるニーズが広がるなど地域における福祉課題や生活課題への対応が急務となっているとともに、地震大国であるわが国の災害時支援のあり方や、生活困窮者自立支援法の成立による、今後の社会的孤立の防止に向けた取り組みなど、社会福祉協議会の役割の重要性が今まで以上に問われています。

このような状況のもと、本年 3 月に策定した平成 27 年度から 5 か年計画となる「東かがわ市社会福祉協議会第 2 次経営改善計画（発展・強化計画）」、「第 2 期東かがわ市地域福祉活動計画（ふれ愛プラン東かがわ）」に基づき、社協を中心とした住民参加と協働による地域での支え合い活動やボランティア活動、災害時・緊急時の支援に係る事業を中心に推進しながら、福祉コミュニティの形成を図ってまいります。

また、福祉サービス利用者への対応としては、サービスの利用を支援する立場から、日常生活自立支援事業や昨年 7 月より開始した法人成年後見事業による要支援者の自立支援と権利擁護を推進し、要支援者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を過ごすことができるよう支援するとともに相談窓口機能の充実について引き続き強化を図ってまいります。

また、介護サービス部門においては、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを実施するとともに、独立採算の経営理念のもと効率的かつ効果的な事業運営に努め、採算性の分析とサービスの在り方について精査し、更なる経営の健全化を進めてまいります。

これらを進めていくため、平成 27 年度より職員を新規採用し職員体制の充実強化を図るとともに、職員の意識改革とスキルアップのため、全ての職員に対し、必要な研修の機会を提供することにより専門性と社協職員としての使命を果たす能力を備えた職員の育成に努めていきます。

また、社協らしさのある制度外サービスの検討や地域に密着した事業を展開し「だれもが地域で安心して笑顔で暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向けて積極的な地域福祉事業を推進してまいります。

以上の状況を踏まえ、役職員一丸となり地域福祉推進の中核組織である社会福祉協議会としての責務を果たすため平成 27 年度の事業計画を次のように策定します。

### 重点項目

1. 組織経営基盤の充実強化
2. 地域福祉活動の推進強化
3. 在宅福祉サービス事業の充実強化
4. 子育て支援事業の充実強化
5. 相談支援事業の充実強化
6. 障がい福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上
7. 介護保険事業の見直し及びサービスの質の向上

# 1 組織経営基盤の充実強化（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）

## （1）東かがわ市社会福祉協議会第2次経営改善計画（発展・強化計画）の進行管理

社会福祉法人として福祉を取り巻く環境変化や複雑多様化する福祉ニーズに的確柔軟に対応し、事務事業の一層の効率化と事業の重点化を図り、地域住民主体の活動への転換やニーズに即した事業展開、組織基盤の強化、職員育成等を図る。

## （2）組織機能の強化

- ① 役員(理事・監事)、評議員の任期満了に伴う改選
  - ア) 役員(理事・監事) 平成27年7月2日改選(任期 H27.7.2~H29.7.1)
  - イ) 評議員 平成27年5月30日改選(任期 H27.5.30~H29.5.29)
- ② 理事会並びに評議員会の開催  
経営責任を担う理事会や、幅広い意見が反映できる評議員会の開催を推進するとともに、情報開示を進め、法人経営の透明化を図る。
- ③ 監事会の開催
- ④ 理事会、評議員会出席時における費用弁償制度の実施
- ⑤ 役員(理事・監事)、評議員と事務局の意見交換会等の実施
- ⑥ 機能強化に向けた視察研修の実施
- ⑦ 専門委員会の開催
  - ア) 第三者委員会
  - イ) 事業運営適正化委員会(第2次経営改善計画(発展・強化計画)進行管理)
  - ウ) 第2期地域福祉活動計画推進会議(第2期地域福祉活動計画進行管理)
- ⑧ 円滑な事業実施体制の構築
  - ア) 職員相互の情報の共有化と意思疎通を図るとともに、職員間の共通認識を高めるため、担当者諸会議を開催する
  - イ) 定例会の開催
  - ウ) 経営会議の開催
  - エ) 実施事業及び組織機構の再編・見直し
- ⑨ 各種関係機関・団体との連携強化を図る。
  - ア) 民生委員・児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
  - イ) 福祉関係各団体行事への協力
  - ウ) 近隣社協との情報交換による連携強化
  - エ) 行政関係各課との情報交換による連携強化

## （3）財政基盤の強化

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる社協会費、共同募金、寄付金の拡大に努めるとともに新たな財源の開拓について積極的に取り組む。

- ① 事務処理の効率化とコストの削減を図る
- ② 在宅福祉サービス部門(介護保険事業等)における収益率の向上を図る
- ③ 基金の有効活用を図る

## （4）効率的な事業運営の推進

- ① 中・長期的な視野にたった組織・機構の見直し  
法人経営の採算性の追求、費用対効果の検討、経営努力の推進等事業執行力の効率化と課題に応じた業務執行ができるよう組織・機構の再編を図る。

② 専門性の高い会計経理の指導委託

法人税・消費税等の複雑な会計経理を行うため、専門の税理士による指導及び税務申告等を外部委託し、会計処理の透明化を図る。

③ 職員の適正配置及び将来計画の検討

④ 適材適所の人事配置及び戦略的人事異動の実施

⑤ 正規職員枠の非正規化による人件費の抑制

⑥ 契約職員・非常勤（パート）職員の適正配置と雇用形態の効率化

⑦ 各部署における経営改善計画の実践と推進

### （５）組織の活性化

① 勤務評定制度・目標管理制度の充実

勤務評定制度・目標管理制度の本格的導入による職員の資質の向上と能力開発を図り、意識改革とニーズに即応した目標に積極的に進んでいくことができる人材を育成し、より住民の信頼を得ることが出来る組織をつくる。

② 職員の資質向上

自己啓発の取組みやすい職場環境や組織風土の形成を図り、職員一人ひとりの取組みを奨励することで職員の資格取得(社会福祉士や精神保健福祉士等)の促進を図るとともに専門的な知識・技術を習得して援助活動を展開していくことを目指す。

③ 職場内外を含めた役職員研修制度の充実

ア) 香川県社会福祉大会への参加

イ) 職場内合同研修会並びに職種別職員研修会の開催

ウ) 関係機関が開催する研修会への参加

### （６）施設の適正な運営管理

① 指定管理施設の適正な運営管理（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、社会福祉センター事業サービス区分）

3施設の指定管理者として、施設の設置目的や特性・業務内容・運営実態等を踏まえて、住民福祉の増進を推進するとともに、より効果的・効率的且つ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理・運営に努めるとともに今後の当該施設の管理・運営のあり方について市所管課をはじめ、関係各課と引き続き協議検討を行う。

施設名	所在地	指定期間
ア) 東かがわ市 引田社会福祉センター	東かがわ市 引田 991 番地 17	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで(5年間)
イ) 東かがわ市 白鳥社会福祉センター	東かがわ市 湊 1809 番地	
ウ) 東かがわ市障がい児を育てる地域交流の場「ほほえみ」	東かがわ市 白鳥 757 番地 3	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで(5年間)

② 社会福祉センターの管理運営（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）

高齢者及び障がい者等総合的な地域福祉、ボランティア活動の振興や在宅福祉サービスの拠点として地域の福祉活動を推進するため次の施設を管理運営する。

ア) 白鳥社会福祉センター

イ) 大内社会福祉センター

### (7) 香川県共同募金会東かがわ市共同募金委員会への協力

東かがわ市共同募金委員会の事務局を担い、香川県共同募金会と連携し、共同募金運動にて寄せられた善意の募金を、より効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう、積極的な協力を努める。

### (8) 社会福祉関係団体との連携と活動支援（地域福祉ネットワークの構築）

社会福祉関係団体との連携を密にしながら、個々の持つ能力を活かし活力あふれる団体活動が展開できるよう支援するとともに、介護予防型の各種事業等を推進し、健康で生きがいのある生活を過ごすことができるよう活動を支援する。

## 2. 地域福祉活動の推進強化（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分、法人事業サービス区分）

### (1) 東かがわ市地域福祉活動計画の進行管理

コミュニティカの弱体化が背景にある中、住民主体を基本とし、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるまちづくりを目指すために策定した“東かがわ市地域福祉活動計画（ふれ愛プラン 東かがわ）”について、計画の進行管理と評価を行うとともに必要に応じて見直しを図り、効果的な事業活動の推進につなげる。

### (2) 福祉委員会活動の推進

福祉委員は、地域住民と協働して地域の福祉力の向上を推進する担い手としてその活躍が期待されており、福祉情報の提供や資質向上を目的とした研修会等の開催により育成・推進強化を図ることで、地域に根ざした委員会活動の推進を支援する。

また、広く住民に福祉委員制度の理解と関心を高めていただくため、制度や活動内容について広報誌、HP等を活用し情報発信を行う。

### (3) サロン事業の推進

地域力を活かした福祉のまちづくりの実現のため、地域住民やボランティアが主体となり、自助と共助の精神でふれあうことにより、仲間づくりの輪を広げ、孤独感や不安感を解消するとともに、介護予防の促進及び地域コミュニティ活性化の推進を図る。

また、高齢者や障がい者等をはじめ地域の方々が気軽に集えるよう、サロン事業に係る活動費の助成や情報提供など、必要な支援に努める。

### (4) 災害時要援護者支援体制づくりの推進

災害時要援護者に係る情報の共有、安否確認等の円滑な実施について、市、関係機関（福祉委員会・民生児童委員会、自治会、自主防災組織等）と協働し、要援護者に対する平常時からの地域ぐるみの支援、協働体制づくりの整備を推進する。

### (5) 高齢者居場所づくり事業の受託（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分、高齢者居場所づくり事業サービス区分）

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤立を防ぎ、住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、元気な高齢者を中心とした地域住民による居場所づくりを市より委託を受けて運営し、外出のきっかけやコミュニケーションの場を提供して地域支え合い活動を支援する。

## (6) 福祉教育・ボランティア学習事業の推進

次世代を担う青少年への福祉に対する理解と関心を深めていただく福祉教育への取り組みとして、各学校の協力のもとボランティア体験教室をはじめ福祉施設での体験学習、交流活動等を実施し、福祉の心の育成と実践への意欲の向上を図る。

## (7) ボランティアセンター事業の推進強化

ニーズに応じた人材養成・育成をはじめ、ボランティア・市民活動団体等の活動の推進支援等、ボランティアセンター機能の強化に取り組む。

また、自然災害が発生した際に、地域住民をはじめボランティア力を活用し迅速な復旧復興支援活動を行う仕組みづくり、並びに、平常時における住民等への防災意識の啓発と地域で支え合う体制づくりを目的に、災害ボランティア事業への取り組みに努め、人材育成をはじめ関係機関・団体と連携した運営訓練を実施し、自然災害が発生した際の支援活動ネットワークを強固にする。

## (8) 総合事業移行に向けた取り組み（公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分、地域生活支援サービス事業サービス区分）

介護保険法の改正に伴い、住民等の多様な主体の参画のもと地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者自身の能力を最大限に活かしつつ要支援者等に効果的かつ効率的な支援等を行える仕組みづくりを目指し、関係機関と連携のもと、地域の実情に応じた総合的なサービスの構築に努める。

## (9) 地域ふれあい福祉活動支援事業の推進

こころの通い合う住みよい地域づくりと、地域で支えあう福祉の推進をめざして住民全般を対象とした福祉活動を推進し、各自治会に対し予算の範囲内において地域福祉活動助成金を交付し、自治会内で実施する地域福祉の増進につながる各種活動を支援する。

## (10) ふれ愛出前講座の開催

市民団体等が主催する集会等に職員を講師として派遣し、地域福祉活動に関する説明又は職務に関連して習得した専門知識・技能を活かした講座等を行うことにより市民等の社会福祉協議会に関する理解を深めるとともに、市民との協働による地域福祉活動の推進を図る。

## (11) 第13回東かがわ市社会福祉大会の開催

社会福祉関係者、住民が一堂に会し、当面する福祉諸問題に取り組む決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉に貢献された方々の顕彰を行う。

## (12) 広報活動の推進

### ① 広報誌「やすらぎネット」の発行（全戸配布）

社協活動の趣旨に理解や協力を求めるとともに、地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの福祉情報を掲載し、福祉活動の啓発に努める。（発行回数 年4回）

### ② ホームページによる広報活動の充実

法人の最新の事業紹介や活動内容・福祉情報・財政状況等を住民に伝え情報公開の促進を図る。  
（ホームページアドレスURL <http://www.higashikagawa-shakyo.jp>）

### ③ 社協通信の発行

施設や行政機関、福祉関係者等に社協活動や事業内容等について情報発信し、事業のPRと

ネットワークの構築を図る。(発行回数 毎月)

④ 事業パンフレット等の作成

市民向けの事業紹介パンフレット等を作成し、社協活動や事業への理解と利用促進を図る。

(13) 東かがわ花いっぱいまちづくり事業の推進

沿道にある農地等に景観作物(コスモス・ヒマワリ)の花を咲かせることにより、良好な環境や景観を整備し、市民はもとより本市を訪れる人に安らぎや癒し、ふれあいの場を与え「温かさと活力あるまちづくり」を推進するため、市内の自治会等が実施する事業に要する経費について補助金を交付し、活動を支援する。(上限額 100千円)

(14) 苦情解決体制の整備

福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、社協の信頼及び適正性の確保を図るため、苦情受付担当者や解決責任者を配置するとともに、客観性を確保するために第三者委員を配置して事業を推進する。

3. 在宅福祉サービス事業の充実強化

(1) 東かがわ市介護予防事業の受託

① 東かがわ市通所型介護予防事業(公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分 通所型介護予防事業サービス区分)

介護予防事業の一環として、市より委託を受け、介護保険非該当者が居宅で自立した日常生活を営むことができるよう社会福祉センター(引田・大内)において介護予防への取り組みや入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供し、利用者の心身機能の維持向上と社会的孤立感の解消を図り、生きがいのある生活を支援することを目的として事業を実施する。

対象者	市内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者(介護保険非該当者)
実施場所	引田・大内社会福祉センター
利用料	1人1回あたり 1,000円

② 東かがわ市高齢者二次介護予防事業<いきいき教室>(公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分 高齢者二次介護予防事業サービス区分)

介護予防事業の一環として、市より委託を受け、生活機能チェックの結果、機能の低下が見られ要介護状態になる恐れがある人に運動器機能向上、口腔機能向上、認知機能低下予防のプログラムを提供し、要介護状態にならないよう介護予防に組み込み生活の活性化を図ることを目的として事業を実施する。

対象者	要支援・要介護状態になる恐れがある65歳以上の高齢者
実施場所	白鳥社会福祉センター
利用料	1人1回あたり 500円

③ 東かがわ市地域介護予防水中トレーニング事業(公益事業区分、介護予防生活支援事業拠点区分 水中トレーニング事業サービス区分)

介護予防事業の一環として、市より委託を受けて、介護保険非該当者及び要支援1・2に該当する方に対し引田温水プールを利用し、水中での歩行訓練等のトレーニングを行ない身体機能の維持・向上等を図ることを目的として事業を実施する。

対象者	市内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で介護保険非該当者又は介護認定が要支援1・2に該当する者
実施場所	引田温水プール
利用料	1人1回あたり 500円

- ④ 東かがわ市介護予防活動支援事業<地域介護予防活動講師派遣事業>（公益事業、介護予防生活支援事業拠点区分 地域介護予防事業サービス区分）

各地域で開催するふれあいサロン事業等を利用して実施する介護予防教室に講師として健康運動指導士や歯科衛生士等を派遣し、地域における介護予防活動を支援する。

- (2) 給食サービス事業（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 法人事業サービス区分）

在宅の高齢者等に対して、地域での孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう安否確認を目的に、福祉委員等関係者の協力のもと、定期的な見守り支援訪問活動を実施する。（毎月3回 利用者負担1食200円）

なお、介護保険制度の見直しに伴い、本事業のあり方について検討を行う。

- (3) 地域福祉用具貸与事業の推進（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 法人事業サービス区分）

介護保険制度を利用していない高齢者等で心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある方を対象に居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう福祉用具(車いす・電動ベット)の貸与を行う。また、体験学習等学習活動において福祉意識を啓発することを推進する。

## 4. 子育て支援事業の充実強化

- (1) 東かがわ市子育て支援事業の受託

- ① ファミリーサポートセンター事業（公益事業区分、ファミリー・サポート・センター事業拠点区分）

子どもを持つ全ての家庭を対象として、仕事や家事、育児の両立と安心して働き子育てをすることができる環境を整備し、子どもの福祉の向上と地域の子育て力を高めることを目的とした子どもの預り等について、子育てを援助したい人（まかせて会員）を養成するとともに、援助をしたい人と援助を受けたい人（おねがい会員）がお互いに会員になって助け合えるように市より委託を受け、相談・調整等の支援を行う。

また、まかせて会員のスキルアップを図りながら、おねがい会員とまかせて会員、その他会員以外の交流会を開催し、住民参加型の子ども福祉サービス事業を推進していく。

- ② 子育てホームヘルプサービス事業（社会福祉事業区分、居宅介護事業拠点区分 子育てホームヘルプ事業サービス区分）

少子化・核家族化が進行する中で、地域社会での家庭の孤立化、近隣の疎遠化が広がっている今日、子育て支援事業として、行政と連携して子育てホームヘルプサービス事業を実施する。

また、ホームページ等により本事業内容について市民に広く周知するとともにニーズに添った事業内容の構築のため、市と協議のうえ利用条件の緩和等利用促進を図る。

- ③ 養育支援訪問事業（社会福祉事業区分、居宅介護事業拠点区分 養育支援訪問事業サービス区分）

様々な原因で養育支援が特に必要であると認められた、一般の子育て支援事業を利用することが難しい家庭に対して、育児・家事の援助等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。



## 5. 相談支援事業の充実強化

### (1) 日常生活自立支援事業の推進（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 福祉サービス利用援助事業サービス区分）

香川県社会福祉協議会より受託し、判断能力が十分でない高齢者や障がいがある方を対象に日常生活上の不安に対しての生活相談をはじめ、金銭管理を行いながら、福祉サービスの利用手続きの支援や利用料等の支払いの代行を行ったり、専門員及び生活支援員による見守り活動を行い、権利侵害を受けやすい方が地域で安心して自立した生活が送れるよう支援する。

### (2) 生活福祉資金等貸付事業の推進（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 生活福祉資金貸付事業サービス区分）

香川県社会福祉協議会より受託し、民生児童委員との連携のもと、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に資金の貸付と相談・支援を行い、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図る。本年度より一部自立相談支援事業所との連携の中で実施する。

### (3) 総合相談事業（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 法人事業サービス区分）

#### ① 無料弁護士相談の実施

多重債務や境界、遺産相続等様々な法律上の相談や悩みごとを解決していく支援として弁護士による無料法律相談を市内3ヶ所で開催する。（年12回開催）

#### ② 司法書士相談の実施

ニーズの多い相続・遺言・後見に特化した司法書士による相談会の開催を行い、生活上の不安を解消につなげていく。

#### ③ 日常的な総合相談窓口

住民の日常生活のあらゆる相談に応じるため、自立相談支援事業所との連携を強化しながら解決への適切な助言と支援を行うとともに、社協のもつ専門職ネットワークを活用しながら、関係各機関と連携し支援を行うことで住民の福祉の増進を図る。また、社協として支援調整会議に出席し市内の生活に不安を抱える人を把握し、新規事業につなげる。

### (4) 自立相談支援事業における相談支援員の設置（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 生活困窮者支援事業サービス区分）

市役所福祉課内、自立相談支援事業所窓口相談支援員を派遣し、寄り添った丁寧な相談支援を実施しながら住民の方の生活の安定に向けて支援を行う。

### (5) 法人成年後見事業の実施（社会福祉事業区分、法人運営拠点区分 成年後見事業サービス区分）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所の審判を受け、法人として後見人、保佐人若しくは補助人となることで、その方の権利が侵害されることがないように配慮し、財産管理、身上監護を行い、安心して日常生活が送ることができるよう支援する。

#### ① 法人成年後見事業の実施

#### ② 成年後見制度の相談・申し立て支援及び啓発

#### ③ 後見ネットかがわへの参画への調整

### (6) フードバンク事業の調査・研究

「NPO 法人フードバンクかがわ」との連携を図りながら、市社協として市内でのフードバンク事業への取り組みへの調査・研究及びフードドライブを行い、フードバンク活動の実施に向け

て準備を進める。

### (7) 協働プロジェクトの推進

県内民生児童委員協議会、老人福祉施設協議会、社会福祉施設経営者協議会、社会福祉協議会による協働プロジェクトについて各協議会が協議し、制度の狭間で困窮する方への支援を地域の社会資源を活用しながら推進する。また、市内での社会福祉法人をはじめとする協働体制づくりを推進する。

## 6. 障がい者福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上

### (1) 居宅介護事業（訪問介護）の実施（社会福祉事業区分、居宅介護事業拠点区分 障害福祉訪問介護事業サービス区分）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、居宅において安心して自立した生活を営むことができるよう身体介護、家事援助サービスを提供する。

### (2) 就労継続支援B型事業所

〔	社会福祉事業区分、障害福祉サービス事業拠点区分	就労継続支援B型さつき園サービス区分	〕
	〃	〃	

障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。

また、作業の受注先の開拓や販路の拡大等により作業収益・工賃アップに向けた取り組みを推進するとともに、利用者や関係各機関を対象にニーズ調査を実施し、今後必要となる障害福祉サービスについて行政と協議・検討し、社協として必要な取り組みを進める。

【大内支所】主たる事業所 三本松 1295 番地 34 さつき園（定員 18 名）

従たる事業所 白鳥 757 番地 3 クローバー（定員 12 名）

【引田支所】引田 991 番地 17 ワークハウスたけのこ（定員 20 名）

## 7. 介護保険事業の見直し及びサービスの質の向上

居宅介護支援事業や各種指定居宅サービスを実施し、在宅福祉の充実を図るとともに要支援者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援するための介護予防サービスを提供する。

また、介護部門全体を視野に入れた事業展開を図るため、大内支所へのマンパワーの集約により専門性と経営効率の向上、事業所間の連携強化と管理体制の強化に努めるとともに段階的な組織機構の再編を検討する。

### (1) 居宅介護支援事業（公益事業区分、居宅介護支援事業拠点区分）

法令遵守を基本とし、介護支援専門員としての専門性を発揮し、要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成する。高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、市及び地域包括支援センターとの連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指すとともに利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう連絡調整を図る。また、特定事業所として公正中立性を確保し、専門性の高い人材を育成するため研修計画を策定するとともに技術指導を目的とした会議を定期的で開催する。

**(2) 訪問介護事業**（社会福祉事業区分、居宅介護事業拠点区分 介護保険訪問介護事業サービス区分）

利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目標に安心して在宅生活を送れるよう日常生活の支援を行う。また、事業所として介護職員の専門的知識の習得、介護技術等の向上に努め、利用者のニーズに沿ったサービスを提供するとともに安定して利用者を受け入れられるようパートヘルパーの増員等人材の発掘に努め、採算性と社協のもつ社会的使命を勘案しつつ、事業の将来性について検討を行う。

① 介護予防訪問介護事業 対象：要支援1、2

要支援の認定を受けた方が日常の家事などをできるだけ自力で行い、身体機能の維持に努め、できる限り要介護の状態にならないよう支援する。

② 訪問介護事業 対象：要介護1～5

要介護認定を受けた高齢者が、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の身体介護及び家事援助等のサービスを適正に提供する。

**(3) 通所介護事業の実施【定員 15名】**（社会福祉事業区分、デイサービス事業拠点区分）

要支援及び要介護と認定された在宅の人を対象に、大内社会福祉センターにおいて介護度に応じた通所介護サービスや介護予防サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的負担の軽減に努める。

また、当事業所においては小規模であることや事業への設備投資が難しい状況にあり、将来安定的に事業継続することは困難となることから介護保険制度改正に伴う要支援者の生活支援事業への移行施策を見据えながら廃止や新規事業への転換について検討する。

① 介護予防通所介護事業 対象：要支援1、2

② 通所介護事業 対象：要介護1～5